

平成29年 第9回

仙北市農業委員会総会議事録

平成29年8月4日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成29年8月4日(金)午前9時00分

2. 開催場所 西木庁舎総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (23人)

1番 高橋政敏	2番 藤村隆清
3番 野中秀人	4番 佐藤孝典
5番 平岡裕子	6番 佐藤和
7番 千葉惣永	8番 青柳良信
9番 齋藤瑠璃子	10番 佐藤二郎
11番 沢山純一	12番 門脇博美
13番 藤村紀章	14番 辻均
15番 倉橋重基	17番 佐藤善栄
19番 山本實	20番 山手善美
21番 田村博美	23番 大石知
24番 糸井淳	26番 鈴木八寿男
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員 (4名)

16番 大石温基	18番 草薨隆
22番 真崎純孝	25番 藤原由悦

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第 29 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 30 号

仙北市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について

(3) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 係 長 樫 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8. 議事録署名員

2 番 藤 村 隆 清

8 番 青 柳 良 信

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成 29 年第 9 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は 23 名。欠席委員は 4 名です。よ
つて、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで

しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 8 番青柳委員、9 番齋藤委員兩名を指名します。
会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9 時 8 分)

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け
したいと思っております。それでは日程 5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

樫尾係長 報告 1、農地の転用事実に関する照会が法務局より 5 件ありましたので
報告致します。内容については、整理番号 1 番は、角館町〇〇地区内の
1 筆登記地目が田について、現況宅地への地目変更となります。整理番
号 2 番につきましては、西木町〇〇地区内の〇〇筆、登記地目が田につ
いて、現況宅地への地目変更となります。整理番号 3 番につきましては、
角館町〇〇地区内の〇〇筆、登記地目畑について、現況原野への地目変
更となります。整理番号 4 につきましては、角館町〇〇地区内の〇〇筆、
登記地目畑について、現況原野への地目変更となります。整理番号 5 に
つきましては、角館町〇〇地区内の〇〇筆、登記地目畑について、現況
宅地への地目変更となります。報告は以上です。

議 長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第 29 号農地法第
5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程しま

す。説明をお願いします。

檜尾係長 議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について内容説明します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、〇〇筆、〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は田床改良に伴う砂利採取になります。転用理由については、平成28年〇〇月〇〇日付け転用許可済みの隣接農地と併せて利用して、申請地も田床改良に併せて砂利採取を行うこととなります。なお、備考欄に記載しておりますが、隣接地の〇〇筆〇〇㎡については既に一時転用許可済みとなっております。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、田〇〇筆〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号1と同じく〇〇さんです。転用目的及び転用理由については、整理番号1番と同じになります。

次に整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号1番、2番と同じく〇〇さんです。転用目的及び転用理由については、整理番号1番、2番と同じになります。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番から3番につきましては、22番真崎委員から現地確認となりますが、欠席となっておりますので、事務局よりの説明を報告とします。議案第29号についてご質問等ございませんか。

15番倉橋 申請地隣接に高圧線鉄塔がありますが、その周辺の砂利採取等について、掘削範囲や深さなどの規定はあるのでしょうか。

檜尾係長 申請等の資料・規定などを調べますので、休憩をお願いします。

議長 暫時休憩とします。(9時18分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時22分)

檜尾係長 東北電力が規定している安全基準ということで、鉄塔から作業安全距離ということで4m以上の距離を置きます。また作業範囲の高さについては、12.6mを上限とすることで鉄塔管理者である東北電力と事業主との間に同意され、同意書に記載されております。

議長 他に質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第29号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可することに決定します。(9時24分)

議長 次に議案第30号仙北市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定についてを上程します。事務局に説明を求めます。

檜尾係長 それでは議案第30号仙北市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について、内容を説明致します。6月及び7月総会後に農地専門委員会を開催し、事務局案として取扱基準並びにその主旨を説明しております。大筋の内容としましては、地方創生・総合戦略室から現状空き家が多くなり、空き家所有者が所有する農地についても、空き家の売買・賃貸借が行われる際に、農地も一緒に売買等を行えないかとの照会がありました。それを受けまして、先に制度運用を行っている県外農業委員会へ問い合わせや照会を行い、事務局としての案を作成しております。案としましては、

総合戦略室へ空き家登録を行う際に、その所有者若しくはその家族名義の農地についても売買等を行いたい旨を申請し、その後、農業委員会による空き家に付属する農地として登録を行い、買い手・借り手がでた場合、農業委員会での農地売買等の手続きという流れになります。しかし、現段階では農業委員会が設定している仙北市内の農地下限面積が10㍍となっていることから、今回空き家に付属した農地ということで現地確認・登録、農業委員会総会議案による承認により空き家に付属した農地に指定を行った場合にのみ1㍍の下限面積とすることとなります。申請の流れ等の詳細につきましてはフローチャートに記載のとおりになります。但し、取扱基準で想定していない様々なケースが出てくると考えられますが、その場合においては、総合戦略室、当事者などから聴取を行い、農地法等の法令、秋田県へ照会などを行って対応し、またその際には取扱基準の変更などを行う予定です。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。議案第30号につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

8番青柳 空き家に付属した農地として登録して、何かしらの理由でその農地を転用する場合はどうなるのか。

樫尾係長 空き家に付属する農地として登録を行っている農地については、5年以上その農地で耕作を行う旨の誓約書を提出して頂くこととなりますので、原則転用については認めないと考えております。但し、様々なケースがあると考えますので、その際にはケースバイケースで考える必要があると思います。どうしてもその農地を転用したいと希望があった場合、空き家に登録申請する前であれば、農地法5条転用申請を行い、許可できる場合も

あると思われま。転用についても同様にケースバイケースになるかと思われま。

3番野中 農地専門委員会でどのような内容の協議を行ったのか。

樫尾係長 協議の経緯としまして、総合戦略室からの照会についての内容説明、既に運用している県外農業委員会とのやりとりなどの説明をしております。

また、現在空き家に登録されている件数やそれに付属する農地の件数などが多くなる傾向があり、今後の空き家や付属の農地の有効利用を考えると必要性があると併せて説明を行っております。

専門委員の意見としましては、有効利用の必要性・取扱基準の必要性については概ね理解を得たと思われま。先ほどの質問にもありました転用など懸念があるとお話しも頂いております。懸念については、そのとおりと考えておりますが、総合戦略室と農業委員会事務局の連携等により、対応していかなければならないと考えております。以上のことを専門委員会で検討して頂いており、この取扱基準（案）については、ご了承を得たと考えております。

24番糸井 農地専門委員長として、協議についてお話しをしたいと思いま。以前に農地を取得して市内に移住したいとの相談があり、移住をした方がいま。すが、農地を取得するに至らずに転出された例があります。今後そのようなことがないようにしなければならぬと思いま。すし、無規制も問題があり、やはりある程度の縛りは必要だと考えま。す。しかしこの取扱基準により、移住・定住などの促進による農地の有効利用の可能性があると、農地専門委員会では、了承を得たとと思いま。す。

15番倉橋 一番問題になると思われる不動産投機目的については、どのように考え

ているか。また現在の空き家に登録している件数はどのくらいか。

檜尾係長 取扱基準（案）で不動産業者等への原則農地売買は認めないこととして
います。先にお話ししたとおり空き家購入予定者が事前に駐車場などが必
要と考えられている場合、先にお話ししたとおりになると思いますが、ケ
ースバイケースなので一概にお話しできないと思います。但し、空き家に
付属する農地として登録など手続きに入る際には、農地専門委員会などを
招集して、委員のご意見等をお聞きしたり、現地確認を行うこととなりま
すので、よろしくお願い致します。なお、現在空き家に登録している件数
については、22件となっております。

議 長 ほかに質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第30号仙北市空き家に付属した農地の別段面
積取扱基準を制定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第30号仙北市空き家に付属した農
地の別段面積取扱基準の制定することに決定します。（9時54分）

議 長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありまし
たらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 ≪7月22日から23日にかけての水害に対する議会対応・現地調査に
ついて、議会予定について 他≫

議 長 共済からの報告はありませんか。

10番佐藤 ≪共済組合の水害被害把握状況・対応について 他≫

議 長 次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

檜尾係長 協議事項につきましては、「平成29年度秋田県農業委員会大会におけ

る要請事項の検討について」「平成29年度東北・北海道農業活性化フォー
ラムの開催について」となります。

≪資料による協議事項内容の説明≫

檜尾係長 次の連絡事項になります。

≪今後の日程≫

8月 9日（水）県南地区農業委員会会長会臨時会（16時～）

8月18日（日）第3回仙北市議会定例会（10時～）

9月 5日（火）第10回農業委員会総会（9時～）

議 長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

（閉 会）

議 長 以上をもちまして平成29年9回仙北市農業委員会総会を閉会いたしま
す。お疲れ様でした。（10時13分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成29年 月 日

議 長

署 名 員 2 番

署 名 員 8 番
